

外来受診の患者さんへ

～マイナンバーカードを使用しての診療情報等の確認について～

当院は、マイナンバーカードを用いて健康保険証として利用できる体制を整備しております。また、患者さんご本人が同意することで、診療情報等を医師や薬剤師が閲覧することが可能となりました。

マイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作をご希望の場合は、受付時に初再診受付にてお声かけいただきますようお願いいたします。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合
マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。
 - ・健康保険証の資格 ・高額療養費制度の負担区分
- 患者さんご本人が同意することで医師や薬剤師が閲覧可能となる情報
 - ・診療／薬剤情報（直近1カ月以内を除く） ・特定健診情報
- 認証端末で診療情報等の閲覧について同意をいただいた場合、上記情報について当院で閲覧が可能となり、診療に活用できます。
- 申し込み方法
 - ① 初診の場合
受付時に同意書をお渡ししますので、同意についての項目にチェックをしていただき、受付に提出してください
※オンライン資格確認システムと、同意書のチェック内容に齟齬がある場合は、同意書に登録されている情報を優先させていただきます。
 - ② 再診の場合
再来受付後に受付票を再診受付にお出しいただき、お申し出ください。
- マイナンバーカードの利用の有無による初再診時の点数の違いは下記の通りです。

算定区分		算定する点数（※）
初診	マイナンバーカードを利用しない	6点
	〃 利用する	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	2点
	〃 利用する	—

※この点数は令和5年4月～12月までの特例措置期間となります。

※ 初診料を算定する場合とは 過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございますので、ご了承ください。

令和 5 年 4 月 1 日
国立病院機構 東埼玉病院 院長